



# 三重県公報

令和元年8月6日(火)

第 27 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
221	本庁、出先機関の主管公金取扱店指定を廃止する告示	(法務・文書課)	2
222	令和元年度クリーニング師試験の実施	(食品安全課)	2
223	三重県立ゆめドームうえのの利用料金の承認	(水資源・地域プロジェクト課)	2
224	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	6
225	同件	(同)	6
<b>公 告</b>			
	指定管理者の募集	(障がい福祉課)	6
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	9
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(管財課)	9
	随意契約の相手方を決定した旨	(教育委員会)	9

告 示
-----

**三重県告示第 221 号**

本庁、出先機関の主管公金取扱店指定（昭和 44 年三重県告示第 650 号）は、廃止します。

令和元年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県告示第 222 号**

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和元年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和元年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
令和元年 11 月 20 日（水）	学科試験 午前 10 時から正午まで	津市栄町 1 丁目 891 三重県合同ビル 1 階 G101 会議室
	実技試験 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	津市新東町塔世 826 番地 三重県クリーニング生活衛生同業組合会議室

## 2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

## 3 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

## 4 受験手続

- (1) 受付期間  
令和元年 10 月 1 日（火）から同月 9 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- (2) 受付場所  
県内居住者は居住地又は業務地を所管する保健所又は四日市市保健所、県外居住者は県内の最寄りの保健所又は四日市市保健所
- (3) 提出書類
  - ア 受験申込書（クリーニング師試験受験申込書）
  - イ 履歴書
  - ウ 学校教育法第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類（写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。）
  - エ 写真（縦 7 cm、横 6 cm で、受験申込前 6 月以内に正面、上半身及び脱帽で撮影したもの。写真裏面に氏名を記載してください。）
  - オ ウの書類に記載されている氏名を変更した者については戸籍抄本
  - カ 受験手数料 7,000 円（三重県収入証紙によることとします。）

## 5 受験についての問合せ先

各保健所若しくは四日市市保健所又は三重県医療保健部食品安全課

**三重県告示第 223 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県立ゆめドームうえのの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立ゆめドームうえのの利用料金の承認（平成 29 年三重県告示第 229 号）は、令和元年 9 月 30 日

限り廃止します。

令和元年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

日本環境マネジメント株式会社 代表取締役 片山 安茂

2 利用料金の額

(1) 施設

区 分			時 間 区 分	1時間当たりの 金額 (円)		
第一 競 技 場	アマチュアスポーツ 又はレクリエーション	入場料を徴収しない 場合	日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午後10時まで	2,140	
			平日	午前9時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	1,530 1,830	
		入場料を徴収する 場合	日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午後10時まで	15,280	
			平日	午前9時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	11,000 13,240	
		音楽、プロスポーツ 等の興行	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	34,220
			平日	午前9時から午後5時まで	24,440	
	午後5時から午後10時まで			28,520		
	式典、集会等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	6,420	
		平日	午前9時から午後5時まで	4,580		
			午後5時から午後10時まで	5,400		
	展示会、見本市等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	21,390	
		平日	午前9時から午後5時まで	15,280		
午後5時から午後10時まで			18,330			
アマチュアスポーツ 又はレクリエーション	一部利用		全部利用の場合の金額の5割に相当する額			
	フットサルコート 又はバスケットボール コート一面につき	日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午後10時まで	1,070		
			平日	午前9時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	760 920	
		バレーボールコート 一面につき	日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午後10時まで	710	
			平日	午前9時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	510 610	
	バドミントンコート 一面につき	日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午後10時まで	310		
			平日	午前9時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	200 260	
		卓球コート一面につき	日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午後10時まで	160	
	平日		午前9時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	120 140		
	ハンドボールコート 一面につき	日曜日、土曜日 及び休日	午前9時から午後10時まで	2,140		
			平日	午前9時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	1,530 1,830	
		会議室			午前9時から午後10時まで	610

第二競技場	アマチュアスポーツ 又はレクリエーション	入場料を徴収しない場合	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	920
			平日	午前9時から午後5時まで	610
		平日		午後5時から午後10時まで	710
			入場料を徴収する場合	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで
		平日		午前9時から午後5時まで	4,790
			平日	午後5時から午後10時まで	5,600
	音楽、プロスポーツ等の興行	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	13,750
		平日	午前9時から午後5時まで	9,780	
			午後5時から午後10時まで	11,410	
	式典、集会等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	2,550
		平日	午前9時から午後5時まで	1,830	
			午後5時から午後10時まで	2,140	
	展示会、見本市等	日曜日、土曜日及び休日		午前9時から午後10時まで	8,560
		平日	午前9時から午後5時まで	6,110	
			午後5時から午後10時まで	7,130	
	アマチュアスポーツ 又はレクリエーション	一部利用		全部利用の場合の金額の5割に相当する額	
		フットサルコート 又はバスケットボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	920
			平日	午前9時から午後5時まで	610
				午後5時から午後10時まで	710
		バレーボールコート一面につき	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	920
平日			午前9時から午後5時まで	610	
			午後5時から午後10時まで	710	
バドミントンコート一面につき		日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	460	
		平日	午前9時から午後5時まで	310	
			午後5時から午後10時まで	360	
卓球コート一面につき		日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後10時まで	160	
		平日	午前9時から午後5時まで	120	
			午後5時から午後10時まで	140	

(備考)

- 一部利用とは、床面積の2分の1以下で、指定管理者の認めた部分を利用する場合とする。
- 利用の時間が1時間未満であるときは、当該利用の時間は1時間とする。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- スポーツ大会等の準備又は撤去のため利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 表に定める時間区分外の1時間あたり利用料金の金額は、直近の利用料金の金額のうち最も高い額とする。
- 利用料金の金額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(2) 設備及び器具

区 分	単 位	金 額 (円)
電光表示盤	一式 1日当たり	2,240
電光得点表示盤	一式 1日当たり	2,340
音響設備	第一競技場 一式 1日当たり	3,460

	第二競技場	一式 1日当たり		1,020
照明設備	第一競技場	全灯	1時間	1,940
		半灯		970
	第一競技場舞台照明		1時間	1,430
	第二競技場	全灯	1時間	1,020
半灯		510		
冷暖房設備	第一競技場	1時間		9,680
	第二競技場	1時間		3,770
壁面収納可動席		一式 1日当たり		8,760
		1区画 1日当たり		2,240
舞台設備	前幕	一式 1日当たり		2,950
	Horizont幕	一式 1日当たり		2,040
	スクリーン	一式 1日当たり		4,070
	第一演台（花台含む）	1台 1日当たり		1,120
	第二演台（花台含む）	1台 1日当たり		710
	組立舞台	1台 1日当たり		4,180
体育器具	移動式バスケットゴール	一式 1日当たり		1,630
	練習用バスケットゴール	一式 1日当たり		410
	バドミントン用具	一式 1日当たり		200
	バレーボール用具	一式 1日当たり		610
	卓球用具	一式 1日当たり		200
	ハンドボール用具	一式 1日当たり		510
	ゲートボールマット	1面 1日当たり		820
	綱引マット	一式 1日当たり		410
	柔道用具	一式 1日当たり		5,500
	フットサル用具	一式 1日当たり		310
軽運動室	貸切り 1回（1回の使用は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までとする。）			4,580
	10人以上の団体使用 1回 2時間（2時間未満は2時間とする。）	高校生以下		1,530
		その他		3,060
	個人使用 1人 1回 2時間（2時間未満は2時間とする。）	高校生以下		150
その他			300	
トレーニング室	1人 1回 2時間（2時間未満は2時間とする。）		中学生及び高校生	150
			その他（小学生以下の者を除く。）	300
シャワー室	団体使用 1室 1時間当たり			1,020
	個人使用 1人 1回当たり（1回は10分以内とする。）			100
その他	バトン	1本 1日当たり		1,120
	フロアシート	1枚 1日当たり		60
	パイプ椅子	1脚 1日当たり		20
	長机	1脚 1日当たり		50
	移動式音響ワゴン	一式 1日当たり		510

（備考） 利用の時間が1時間未満であるときは、当該利用の時間は1時間とする。

- 3 利用料金の承認年月日  
令和元年7月29日
- 4 利用料金の適用年月日  
令和元年10月1日

---

**三重県告示第 224 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
F マート多度店  
桑名市多度町戸津字森下 451 番地 1 ほか
- 2 桑名市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和元年 8 月 6 日から同年 9 月 6 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 225 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール鈴鹿  
鈴鹿市庄野羽山 3000 番 3
- 2 鈴鹿市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和元年 8 月 6 日から同年 9 月 6 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

<b>公 告</b>
------------

次のとおり三重県聴覚障害者支援センターに係る指定管理者を募集します。

令和元年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施設の概要  
(1) 名称

三重県聴覚障害者支援センター

- (2) 所在地  
三重県津市桜橋二丁目 131 番地 三重県社会福祉会館 5 階
- (3) 規模等  
開設 平成 24 年 4 月  
構造 鉄筋コンクリート造  
面積 227.51 m<sup>2</sup>
- 2 指定期間（予定）  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。
- 3 指定管理者が行う業務
  - (1) 三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」といいます。）の事業の実施に関する業務
  - (2) センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
  - (3) センターの管理上県が必要と認める業務
- 4 指定管理者の資格に関する事項  
法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。
- 5 申請の手続等に関する事項
  - (1) 申請の方法  
申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
  - (2) 募集要項の配布方法  
7 の場所で、令和元年 8 月 6 日（火）から同月 16 日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」といいます。）は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで配布します。また、募集要項については、県ホームページからもダウンロードすることができます。  
なお、郵送を希望する場合は、宛先を明記し 140 円分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、7 の場所宛てに令和元年 8 月 13 日（火）午後 5 時までに到着するようにお申し込みください。
  - (3) 現地説明会  
令和元年 8 月 23 日（金）午後 2 時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。
  - (4) 申請書類の受付  
7 の場所へ、令和元年 9 月 2 日（月）から同月 9 日（月）までの間に持参し、又は郵送してください。  
なお、持参の場合は休日を除いた午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和元年 9 月 9 日（月）午後 5 時必着とします。
- 6 選定及び指定の方法  
提出された申請書類を基に三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者を指定します。
- 7 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県子ども・福祉部障がい福祉課 担当 岡田、泰羅  
電話 059-224-2274  
ファクシミリ 059-228-2085  
電子メール shoho@pref.mie.lg.jp

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
津市
- 2 調査を行った期間  
平成 28 年 8 月から平成 29 年 3 月まで
- 3 成果の名称

津市（香良洲町香良洲②地区の一部）の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
津市香良洲町小松地内
  - 5 認証年月日  
令和元年 7 月 25 日
- 

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
いなべ市
  - 2 調査を行った期間  
平成 22 年 6 月から平成 24 年 3 月まで
  - 3 成果の名称  
いなべ市（員弁町大泉新田）の地籍図及び地籍簿
  - 4 調査を行った地域  
いなべ市員弁町大泉新田地内
  - 5 認証年月日  
令和元年 7 月 25 日
- 

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
川越町
  - 2 調査を行った期間  
平成 28 年 5 月から平成 29 年 7 月まで
  - 3 成果の名称  
川越町（亀尾①）の地籍図及び地籍簿
  - 4 調査を行った地域  
川越町亀尾新田地内
  - 5 認証年月日  
令和元年 7 月 25 日
- 

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和元年 8 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（2 級基準点測量）
  - 2 作業期間  
令和元年 6 月 24 日から同年 10 月 21 日まで
  - 3 作業地域  
松阪市辻原町
- 

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和元年 8 月 6 日



三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（水準測量）
- 2 作業期間  
令和元年10月1日から令和2年3月15日まで
- 3 作業地域  
桑名市及び桑名郡木曾岬町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和元年8月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年7月29日から令和2年3月30日まで
- 3 作業地域  
熊野市久生屋町及び南牟婁郡御浜町大字志原

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和元年6月28日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和元年8月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域  
伊勢市前山町、同市藤里町、同市旭町、同市佐八町、同市大倉町、同市勢田町、同市辻久留町、同市豊川町、同市中村町、同市倭町、同市久世戸町、同市桜木町、同市尾上町、同市岡本、同市岩淵、同市常盤、同市浦口及び同市二俣

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年8月6日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,021,000 kWh        |
| 2 | 担 当 部 局     | 津市広明町13番地<br>三重県総務部管財課                   |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和元年7月23日                                |
| 4 | 落 札 者       | 愛知県名古屋市中区東新町1番地<br>中部電力株式会社 代表取締役社長 勝野 哲 |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 50,529,820 円                        |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札                                   |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和元年6月7日                                 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和元年 8 月 6 日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 平成 31 年度三重県教育委員会 P C B 廃棄物処理業務委託                                      |
| 2 | 担 当 部 局       | 三重県津市広明町 13 番地<br>三重県教育委員会事務局 学校経理・施設課                                |
| 3 | 契約の相手方を決定した日  | 令和元年 6 月 20 日   |
| 4 | 契 約 の 相 手 方   | 福岡県北九州市若松区響町一丁目 62 番 24<br>中間貯蔵・環境安全事業株式会社<br>北九州 P C B 処理事業所長 石垣 喜代志 |
| 5 | 契 約 金 額       | 211,046,220 円 (消費税及び地方消費税含む。)   |
| 6 | 決 定 手 続       | 随意契約  |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 11 条第 1 項第 1 号に該当    |

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---